

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 12 月 28 日

新見市長 戎 齊

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この告示は、エネルギー価格等の物価高騰により介護サービス事業所等の運営に及ぼす影響を緩和し、事業の継続を支援するため、市内の介護サービス事業所等を運営する法人等に対して、新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所等 別表に掲げる区分に応じた介護サービス又は介護予防サービスを行っている事業所等であって、指定を受けてサービスの提供を行っているものをいう。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 71 条の規定によるものを除く。
- （2） 法人等 社会福祉法人又は特定非営利活動法人その他介護サービスを提供する法人をいう。

（給付対象者）

第 3 条 支援金の給付の対象となる者は、市内において事業所等を運営し、支援金の給付申請時点において、次に掲げる要件をいずれも満たす法人等でなければならない。

- （1） 別表に掲げる事業所等の種別の区分に応じた介護サービス又は介護予防サービスの指定を受けていること。
- （2） 介護サービス又は介護予防サービスの提供ができる体制が整備されていること。

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、給付対象者が運営する 1 事業所等当たり 10 万円とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、1 事業所等として扱うものとする。

- （1） 介護サービス及び介護予防サービスの指定をいずれも受けている事業所等

(2) 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の指定を受けている事業所等または介護老人保健施設及び短期入所療養介護の指定を受けている事業所等

(3) 介護サービス及び新見市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の指定事業者の指定に関する要綱（平成29年新見市告示第36号）に基づく総合事業の指定をいずれも受けている事業所等

2 別表の左欄に掲げる通所系及び入所系に該当する事業所等は、同表の中欄に掲げる事業所等の種別に応じ、同表の右欄に掲げる加算額を加算するものとする。

3 令和4年度中に事業所等が前2項に規定する支援金の算定に係る基礎となる事業所等の種別の転換を予定している場合は、申請時点における事業所等の種別を適用するものとする。

4 支援金の給付は、同一の給付対象者に対して1回限りとする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、複数の事業所等を運営している法人等は、その運営する複数の事業所等をまとめて申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求及び支払）

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、速やかに新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金請求書（様式第3号）を市長に提出し、支援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかにその内容を確認し、支援金を支払うものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、給付決定者がこの告示に違反した場合において、既に支援金が給付されているときは、支援金を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する支援金の返還に関しては、同日以降もなお、その効力を有する。

別表（第２条－第４条関係）

区分	事業所等の種別	事業所等の種別加算額
通所系	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所	定員１人当たり３，０００円
入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所	定員１人当たり５，０００円
訪問系	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具販売事業所	なし

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付申請書

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付事業実施要綱第 5 条の
規定により申請します。

交付申請額 円
※別紙内訳書添付

別紙

内訳書

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

新見市長

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金については、新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付事業実施要綱第 6 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

給付決定額

円

年 月 日

新見市長 様

請求者 住 所
名 称
代表者名

新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金請求書

年 月 日付け、 第 号で通知のあった新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金の給付を受けたいので、新見市介護サービス事業所等エネルギー価格高騰緊急支援金給付事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	支店
口座種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
口座名義	(フリガナ)	